

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 5 4 号	三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
保 育 振 興 課	<p>【改正趣旨】 特定地域型保育事業者による連携施設確保について、その適用を除外する要件を整備する等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例について所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</p> <p>【改正内容】 特定地域型保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ）の連携施設確保義務について、適用外となる条件を整備するもの。 現行 特定地域型保育事業等を行う者（0～2歳を保育）は、特定地域型保育終了以降の連携施設（3歳以上の教育保育施設）を確保しなければならない。 追加 以下の場合には、連携施設確保義務が適用外となる。 (1) 特定地域型保育事業等を終了した児童が、3歳以降も引き続き必要な教育保育を提供されるよう必要な措置を市が講じている場合。 (2) 連携施設の確保が著しく困難な場合。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>